

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託
(学校施設等)
公募型プロポーザル評価要領

令和8年3月
たつの市

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託（学校施設等）
公募型プロポーザル評価要領

1 総則

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託（学校施設等）に係る受託候補者を選定するため、選定方法など必要な事項について、この要領に定める。

2 評価基準及び配点

別表「たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託（学校施設等）評価基準表」（以下「評価基準表」という。）のとおり

3 選定方法

(1) 1次審査（書面審査）

ア 1次審査として、参加表明書等の記載内容に関し、「評価基準表1(1) 1次審査」に掲げる各評価項目について1～3点までの3段階で審査を行い、採点結果上位3者程度を1次審査通過者として選定する。

イ 1次審査通過者が1者の場合でも、プロポーザルは継続する。

ウ 施工管理役割の事業実績及び有資格者数は、各構成員の合計とする。

エ 1次審査通過者については、企画提案者として、2次審査（ヒアリング）を実施する。

(2) 2次審査（ヒアリング）

受託候補者の選定は、見積書、企画提案書類等、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、次のとおり行う。

ア 「評価基準表1(2)2次審査」の価格点以外の項目を審査委員7人が審査し、1人当たり105点満点で採点する。

イ 各評価項目（提案価格による評価を除く。）を、1～5点までの5段階で評価する。

ウ 各採点表を集計し、1次審査と2次審査の評価点の合計を総合点（満点1,400点）とし、総合点が高い順に、市長が本件の受託候補者1者、次順位者1者を特定する。

ただし、総合点が6割に満たない場合は採用しない。

エ 総合点が高い企画提案者が2者以上ある場合は、「LED導入による効果点」が高い企画提案者を受託候補者として選定する。「LED導入による効果点」も同点の場合は、「価格点」の高い者を受託候補者とし、さらに価格点が高点の場合には、くじ引きにより、受託候補者を

特定する。

オ 受託候補者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位の者と契約締結交渉を行うものとする。

カ 記載がない項目は0点とする。

キ 見積額が見積限度額を超えている場合は失格とする。

4 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者に書面にて審査結果を通知するとともに、2次審査を行った企画提案者数及び名称、並びに審査の評価点については、契約締結決定後に、たつの市ホームページで公表する。ただし、2者の場合、審査の総合点については、1位のみ公表するものとする。

別表

たつの市公共施設等照明設備LED化業務委託（学校施設等）評価基準表

1 評価項目

(1) 1次審査

No.	評価項目		評価の着眼点	配点	評価係数	評価点
1	経営規模 (様式4-5)	統括・機器調達役割の資本金	③3億円以上 ②1,000万円～3億円未満 ①1,000万円未満。	3	×1	3
2	業務遂行力 (様式4-5)	有資格者数	施工管理役割事業者に所属する電気工事に係る全ての監理技術者及び主任技術者数 ③3人以上 ②2人 ①1人	3	×1	3
3	業務実績 (様式4-2)	統括・機器調達役割の事業実績	事業実績の受注件数 ③10件以上 ②5～9件 ①4件以下	3	×2	6
		施工管理役割の事業実績	施工実績の受注件数 ③10件以上 ②5～9件 ①4件以下	3	×1	3
(A) 1次審査合計評価点						15

(2) 2次審査

No.	評価項目		評価の着眼点	配点	評価係数	評価点
1	業務実施方針	実施体制	統括・機器調達、施工管理の役割分担は明確か。	5	× 1	5
			市内業者を活用し、十分に人員を確保できているか。	5	× 2	10
		実施スケジュールの妥当性	全体のスケジュールが器具納期、施工等の工程ごとに具体的に記載され、限られた履行期間内に確実な事業遂行が見込まれているか。	5	× 3	15
2	使用機器等	使用機器の選定	施設の性質を理解し、仕様書に示す性能を満たしており、品質、信頼性、耐用年数、安全性を十分に確保できるか。	5	× 1	5
			照明器具の交換方式は、本市にとって有益性のあるものか。	5	× 3	15
		施工品質、安全性確保	居ながら施工の方法等、施設運営への影響に十分配慮された計画となっているか。また、施工の品質や安全性を確保するための具体的な提案がなされているか。	5	× 1	5
3	LED導入による効果 (様式6-2) (様式6-3)	消費電力量・電気料金等の削減効果	消費電力量・電気料金の経費削減効果が有益であるか。	5	× 3	15
		二酸化炭素排出量	LEDの導入により、二酸化炭素排出量の削減効果が十分に見込めるか。	5	× 3	15
4	保証内容	保証内容及びサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の保証内容及びサポート体制の提案は本市にとって有益性のあるものであるか。 ・各施設の担当者において、維持管理が容易となるような提案が盛り込まれているか。 ・緊急時に早急に対応できる体制があるか。 	5	× 3	15
5	本業務への取組意欲	独自提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・創意工夫された提案であり、本市にとって有益であるか。 ・プレゼンテーションの説明が明確で、質問に対する回答は的確か。 	5	× 1	5

6	価格 (様式6-4) (様式6-5)	見積額	評価点 = (最低見積額 ÷ 見積額) × 配点 (80点) ・点数の算出に当たっては、小数点第1位を四捨五入する。	80	—	80
(B) 2次審査合計評価点						185
評価点合計 (A) + (B)						200

2 評価基準

(1) 1次審査

- ア 各評価項目の配点は1～3点までの3段階で評価する。
- イ 評価点の配分は評価の着眼点の区分のとおりとする。
- ウ 施工管理役割を複数の事業者で構成する場合の事業実績は、各構成員の合計とする。

(2) 2次審査

各評価項目の配点は1～5点までの5段階で評価する。

- ア 非常に優れた提案である場合には、「5点」とする。
- イ 優れた提案である場合には、「4点」とする。
- ウ 標準的である場合には、「3点」とする。
- エ やや物足りない提案である場合には、「2点」とする。
- オ 特に物足りない提案である場合には、「1点」とする。

(3) 各項目には「評価係数」を設けることとし、各項目の評価点を次のように算出する。

評価点 = 配点 × 評価係数